船橋市戸籍及び住民基本台帳に係る証明請求の本人確認に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）及び住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付を請求しようとする者に対し本人確認を行うことにより、個人情報の保護を図り、併せて虚偽による請求を防止することを目的とする。

（本人確認を対象とする請求の範囲）

第２条　本人確認を対象とする請求は、次に掲げるものとする。

(1)　戸籍に記録されている全部若しくは個人の証明書、身分証明書又はその他戸籍に関する事項の証明書等

(2)　住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し又はその他住民基本台帳に関する事項の証明書等

(3)　戸籍証明書等の広域交付

(4)　住民票の写しの広域交付

（本人確認の方法）

第３条　前条の交付請求を受けるときは、次の各号に定める方法により本人の確認できる書類等（以下「本人確認書類等」という。）の提示を求め、請求者が本人であることを確認する。この場合、本人との同一性に疑義が生じたときは、口頭で質問し、又は関係書類の提示を求めるものとする。ただし、正当な理由なく本人確認書類等の提示を拒否されたときや、疑義が解消されないときは、交付請求に応じないものとする。

(1)　前条第１号の交付請求を受けるときは、別表１に掲げる書類のいずれか１点以上の書類の提示を求める方法又は別表２のうち、イに掲げる書類のいずれか１点以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか１点以上の書類の提示を求める方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか２点以上の書類の提示を求める方法）

(2)　前条第２号の交付請求を受けるときは、別表１に掲げる書類のいずれか１点以上の書類の提示を求める方法又は別表２のうち、イに掲げる書類のいずれか１点以上の書類及びロ若しくはハに掲げる書類のいずれか１点以上の書類の提示を求める方法（ロ若しくはハに掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか２点以上の書類の提示を求める方法）

(3)　前条第３号の交付請求を受けるときは、別表１に掲げる書類で、氏名及び住所又は生年月日が記載されている書類のいずれか１点以上の提示を求める方法

(4)　前条第４号の交付請求を受けるときは、別表１に掲げる書類で、最新の情報が記載されている書類のいずれか１点以上の提示を求める方法

２　前項の場合において、請求者が本人確認書類等を有していないときは、本市の管理に係る公簿により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和６０年自治省令第２８号）第５条第２号、

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和６０年法務省・自治省令第１号）第２条第２号、戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号）第１１の２第３号及び同規則第１１条の６の規定に基づき本人であることを説明させる方法、その他市長が適当と認める方法で本人確認を行い、本人との同一性に疑義がなければ交付請求に応じることができる。

３　前各項の規定にかかわらず、請求者が法人である場合には、次の各号に定める方法により請求者が本人であることを確認する。

(1)　代表者又は支配人（以下「代表者等」という。）が現に請求の任に当たっているときは、前各項に定める方法に加えて、当該法人の代表者等の資格を証する書面の提出を求める方法

(2)　従業員が現に請求の任に当たっているときは、別表１若しくは別表２のうち、イに掲げる書類のいずれか１点以上の書類に加えて、社員証の提示及び当該法人の代表者等の資格を証する書面の提出を求める方法。ただし、社員証を提示することができない場合には、第４条に定める方法に加えて、当該法人の代表者等の資格を証する書面の提出により本人確認を行うものとする。

４　前各項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）から弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものによって第２条（第３号及び第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるときは、次の各号に定める方法により請求者が本人であることを確認する。

(1)　弁護士等が現に請求の任に当たっているときは、別表１に掲げる書類又は弁護士等を証する書類で本人の写真が貼付されたものの提示を求める方法。ただし、弁護士が別表１に掲げる書類及び弁護士を証する書類を提示できないときは、弁護士の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表している場合に限り、弁護士記章の提示により本人確認を行うものとする。

(2)　弁護士等の事務を補助する者が現に請求の任に当たっているときは、弁護士等の事務を補助する者を証する書類で本人の写真が貼付されたものの提示を求める方法。ただし、弁護士等の事務を補助する者を証する書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、弁護士等が作成した委任状の提出及び別表１に掲げる書類の提示により本人確認を行うものとする。

５　前各項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関から法令に定める事務を遂行するために第２条（第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるときは、国又は当該地方公共団体の機関が発行した身分証明書（以下「職員証」という。）の提示を求める方法により請求者が本人であることを確認する。ただし、職員証をやむを得ない理由により提示することができない場合には、別表１に掲げる書類の提示により本人確認を行うものとする。

（代理人等請求による本人確認の方法）

第４条　第２条（第３号及び第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるにあたり、現に請求の任に当たっている者が代理人の場合には、委任者と受任者双方の氏名及び住所と委任事項が明記され、委任者の署名又は記名及び押印のある委任状その他の現に請求の任に当たっている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面の提示又は提出を求める。正当な理由なくこれらの提出が得られないときや、委任関係の正当性に疑義が生じ、これが解消されないときは、交付請求に応じないものとする。現に請求の任に当たっている者の本人確認は、前条第１項の規定を準用する。

２　前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が本人確認書類等を有していないときは、交付請求に応じないものとする。ただし、現に請求の任に当たっている者が、別表２のうち、イに該当する書類を１点のみ提示でき、かつ本市の管理に係る公簿により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第１１条第１号ロ、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令第８条第１号ロ、戸籍法施行規則第１１条の２第３号及び同規則第１１条の６の規定に基づき本人であることを説明させる方法、その他市長が適当と認める方法で本人確認を行い、本人との同一性に疑義がなければ交付請求に応じることができる。

（郵送請求による本人確認の方法）

第５条　郵送により第２条（第３号及び第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるときは、次の各号に定める方法により請求者が本人であることを確認する。本人確認書類等の写しの添付がないときは、請求者に連絡し送付を依頼する。

(1)　第２条第１号の交付請求を受けるときは、次に定める方法

ア　別表１若しくは別表２のうち、イに掲げる書類のいずれか１点以上の写しの送付を求め、当該書類の写しに記載された現住所を送付すべき場所に指定させる方法

イ　戸籍の附票の写し若しくは住民票の写しの送付を求め、これらの写しに記載された現住所を送付すべき場所に指定させる方法

ウ　本市の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の附票若しくは住民票に記載された現住所を送付すべき場所に指定させる方法

(2)　第２条第２号の交付請求を受けるときは、第３条第１項第２号に定める本人確認書類等の写しの送付を求め、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定させる方法。ただし、本人確認書類等を有しない者については、第３条第２項又は第４条第２項に定める方法により本人であることを説明させ、住民登録地に転送不要扱いで送付することで本人確認をしたこととみなす。

２　前項の規定にかかわらず、請求者が法人である場合には、次の各号に定める方法により請求者が本人であることを確認する。

(1)　代表者等が現に請求の任に当たっているときは、前項第１号ア又は第２号に定

める本人確認書類等の写しに加えて、当該法人の代表者等の資格を証する書面の送付を求め、当該主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定させる方法

(2)　従業員が現に請求の任に当たっているときは、別表１若しくは別表２のうち、イに掲げる書類のいずれか１点以上の写しに加えて、社員証の写し及び当該法人の代表者等の資格を証する書面の送付を求め、当該主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定させる方法。ただし、社員証の写しを送付することができない場合には、前項第１号ア又は第２号に定める本人確認書類等の写しに加えて、当該法人の代表者等が作成した委任状及び当該法人の代表者等の資格を証する書面の送付を求め、当該主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定させる方法

３　前各項の規定にかかわらず、弁護士等から統一請求書によって第２条（第３号及び第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるときは、別表１に掲げる書類又は弁護士等を証する書類で本人の写真が貼付されたものの写し及び統一請求書に弁護士等の職印が押されたものの送付を求め、当該弁護士等の事務所の所在地を送付すべき場所に指定させる方法により請求者が本人であることを確認する。ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、別表１に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は要しない。

４　前各項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関から法令に定める事務を遂行するために第２条（第３号及び第４号に定める請求を除く。）の交付請求を受けるときは、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を送付すべき場所に指定させる方法により請求者が本人であることを確認する。

附　則

この要綱は、平成１６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月２日から施行する。

別　表

１　本人確認時１枚提示でよいもの

第３条第１項第３号（戸籍証明書等の広域交付）　氏名及び住所又は生年月日
第３条第１項第４号（住民票の写しの広域交付）　すべて最新の情報

法律又はこれに基づく命令の規定により交付された写真のある書類 運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降に交付されたもの）、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、個人番号カード（写真有）、住民基本台帳カードＢ（写真有）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可証、仮滞在許可証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書又はこれらと同等の書類

２　本人確認時に２点以上提示するもの

第３条第１項第１号（戸籍関係）　（イ＋イ）又は（イ＋ロ）
第３条第１項第２号（住民票関係）　（イ＋イ）、（イ＋ロ）又は（イ＋ハ）

イ

健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、国民年金証書、基礎年金番号通知書、厚生年金手帳、厚生年金証書、共済年金証書、恩給証書、生活保護受給証明書、個人番号カード（写真無）、住民基本台帳カードＡ（写真無）、１に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類又はこれらと同等の書類

ロ

社員証又は学生証等法人が発行した身分証明書であって写真を貼り付けたもの又はこれらと同等の書類

ハ

預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛の郵便物、各種会員証、税及び公共料金の領収書、定期券、シルバーカード又はこれらと同等の書類